

## さくら市スポーツ功労者・優秀選手表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、本市スポーツの振興に功労又は貢献のあったもの及び大会において優秀な成績を収めたものを表彰することにより、市民のスポーツに対する意識や意欲の向上を図り、もって本市のスポーツの活性化に資することを目的とする。

### (表彰対象者)

第2条 表彰の対象とするものは、市内に在住するもの、市内の事業所に勤務するもの又は市内の学校に在学するものとする。ただし、市への功労及び貢献が顕著なものはこの限りでない。

### (表彰の種別)

第3条 表彰の種類は、スポーツ功労者及びスポーツ優秀選手とする。

2 スポーツ功労者は、次の各号に掲げるものとし、その基準は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 市のスポーツの各分野において、本市のスポーツ振興及び発展に貢献した者で、15年以上スポーツの普及・奨励の企画又は選手の指導・育成等に尽力したもの。
- (2) 前号に該当する者のほか、選考委員会が特に認めた個人又は団体。

3 スポーツ優秀選手は、次の各号に掲げるものとし、その基準は、当該各号に定めるものとする。また、表彰の対象とする期間は、当該年度の前年10月1日から当該年9月末日までとする。ただし、当該年10月1日から10月末日までに開催する全都道府県を対象とした大会（以下「全国大会」という。）に出場が決定している場合は対象とする。なお、対象とする大会は、国若しくは他の地方公共団体、教育委員会又は大規模な競技団体が主催する、次の各号に定める規模を有する大会に限るものとし、大会名称のみでなく、主催者、参加者等の内容も含めて判断するものとする。

- (1) 県大会において、優勝した個人又は団体。
- (2) 県大会を経て又は地方公共団体、教育委員会、大規模な競技団体等の推薦により、関東全都県を対象とした大会及びそれより大規模な大会（以下「関東大会等」という。）又は全国大会に出場した個人又は団体。
- (3) 県大会を経ることなく又は地方公共団体、教育委員会、大規模な競技団体等の推薦によることなく、関東大会等又は全国大会に出場して、優勝した個人又は団体。
- (4) 前号までに該当する者のほか、選考委員会が特に認めた個人又は団体。

4 特別スポーツ功労者及び特別スポーツ優秀選手は、第2項及び第3項に該当するもののほか、日本代表として国際大会等に出場する等、全国的及び国際的に活躍し、市への功労及び貢献が顕著な個人又は団体とする。

(表彰者の推薦)

第4条 市教育長、市スポーツ協会長、市スポーツ協会加盟団体の長、市立小中学校校長、県立高等学校校長、市スポーツ少年団本部長及び行政区長等は、前条に規定する表彰対象者がいる場合には、推薦書(別紙様式)を市長に提出することができる。

(決定)

第5条 市長は、前条の推薦があった場合は、選考委員会の審査を経て被表彰者を決定する。

(選考委員会)

第6条 被表彰者を適正に選考するため、選考委員会を置き、さくら市民体育祭運営委員会をもってこれにあてる。

2 選考委員会の議決は、出席委員の多数決による。

(表彰期日)

第7条 表彰は、毎年市民体育祭秋季大会に行う。ただし、特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定する。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、選考委員会での審議を経て行うものとする。

附 則

この規定は、平成17年4月1日から適用する。

平成25年10月 1日 一部改正(平成24年4月1日適用)

平成28年 7月12日 一部改正

令和 2年10月 1日 一部改正